

福島県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条に規定する福島県循環器病対策推進計画（以下「県計画」という。）の策定、推進等に関し必要な事項を調査審議するため、福島県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 県計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 県計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の中から互選するものとし、副会長は会長が指名するものとする。
- 4 会長は協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室健康づくり推進課又は地域医療課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される協議会は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。